

# りーがるかわら版 第5号

〈発行日〉2015年3月1日


〈発行〉公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部  
〒810-0073

福岡市中央区舞鶴3-2-23(司法書士会館内)

電話 092-738-1666

## 「後見人の行動指針」策定について

※リーガルサポートふくおか  
公式マスコットキャラクター「りーがるー」



私たち公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートは、「司法書士後見人」の養成・供給をもって新たな成年後見制度を支えるべく、その開始に先立つ1999年12月に設立されました。それ以来私たちは、設立の目的を果たすための活動の一環として、成年後見人として実際に活動する会員に対して、後見事務に必要なとされる法律はもちろんのこと、倫理、福祉や医療、行政サービス等に関する知識・技能を深めるための研修を継続実施したり、会員が適切な後見業務を維持全うできるよう指導・支援する体制を構築したりしております。また、2001年には、会員執務規則を制定するとともに、より具体的な執務についての指標として「後見活動の10のチェック」を策定し、会員に対し公正かつ誠実な後見事務をさらに心掛けるよう示してまいりました。

この度、我が国における新成年後見制度の開始から15年を迎えるにあたり、改めて後見制度全般を見渡してみたところ、私たちは、世界の成年後見制度の潮流も取り入れた、より広範な指針が必要であると考え、新たに「後見人の行動指針」を策定するに至りました。

## 「後見人の行動指針」の意図

新たな行動指針において目指すところは、「自己決定の尊重」、「現有能力の活用」、「ノーマライゼーション」といった我が国の成年後見制度の基本理念を念頭に置いたうえで、本人の自己決定を支援し権利の制約を最小限にする世界の成年後見制度の理念も取り入れ、より本人と向き合った事務を心掛け、適切な代弁活動をすることにより本人の最善の利益を図ることにあります。

(※裏面は、行動指針の具体的内容につづきます)

リーガルサポートは15周年

リーガルサポートふくおか  
ホームページはこちら！！

<http://www.fukuokashihoushoshi.net/legal/>



## 「後見人の行動指針」の具体的内容

具体的には、以下のA～Gの項目に分けて、注力すべきポイントを挙げています。

### A.本人との関わり

後見人として本人と良好な関係を築き、後見人のことを受け容れてもらうためになすべきこと、取るべき姿勢を掲げています。

### B.本人による意思決定の支援

本人自身による意思決定の機会を奪ってしまわないよう、本人が意思決定のプロセスに参加できるように支援することが重要であり、その際に注視すべき点についてなど。

### C.代理権の行使

後見人が本人に代わって法律行為をするときの意思決定のプロセス、選択すべき方法などについて(本人の権利等に対する制約がより少ない方法の選択など)。

### D.同意見、取消権の行使

本人の権利を制限することになる「取消権の行使」の際に意識すべきことについて(本人を取り巻く支援者との連携など)。

### E.本人の生活への配慮

成年後見制度の基本理念である「意思尊重義務」と「身上配慮義務」をしっかりと意識し職務を遂行するために常に念頭に置いておくべき内容。

### F.事務の姿勢

後見人の職務と立場をしっかりと認識し、公正かつ誠実な後見事務を行うために特に注意すべき点や、成年後見制度の内容やその運用の改善について取り組むべきことなど。

### G.法定後見申立や任意後見契約締結にあたって

後見人就任前又は契約締結前に、制度の利用を検討されている方々に対しご理解いただかなければならない内容や、利用する制度の判別において心がける点など。

この行動指針を基に、これまで以上に高齢者・障がい者の皆様の権利擁護及び福祉の増進に寄与できればと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

「後見人の行動指針」の全文が以下のページでご覧いただけます。

◆公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート ホームページ

<http://www.legal-support.or.jp/data/20141213.pdf>

## 「司法書士による成年後見無料相談会」レポート



平成27年2月17日、リーガルサポートふくおか主催の「司法書士による成年後見無料相談会」が宗像市役所で開催されました。事前に予約して下さった5名の相談者の方に対して、司法書士2名ずつが相談者様の疑問・悩みを丁寧に聞き取り、回答していききました。

相談内容としては、親族の成年後見申し立てを具体的に検討しているというもののほか、御自身や配偶者の将来に備えて制度概要を知りたいというものもありました。相談時間である50分間を時間いっぱいまで使いながら相談している相談者の姿が印象的であり、成年後見に対する市民の皆様の関心の高さが窺えました。

### ○公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部への相談先

《電話相談(無料)相談料は無料です。》

・相談専用電話 092-738-7050

・月曜日～金曜日午後1時から3時まで(祝祭日、年末年始、盆休日除く)

《面談相談(有料)相談料は1時間5,000円(税込)です。》

・事前予約が必要です。予約電話番号 092-738-1666

・毎週水曜日午後1時から3時まで(祝祭日、年末年始、盆休日除く)

・場所 福岡県司法書士会館内相談室